

奴隷制廃止運動家グランヴィル・シャープの シエラレオネ入植地建設計画

—他の入植計画との比較—

細 口 泰 宏

はじめに

西アフリカのシエラレオネ共和国は、元々1787年に黒人解放奴隷たちの「自由邦 (Province of Freedom)」としてイギリス⁽¹⁾の主導により建設された入植地であり、その特異な建設経緯について数多くの先行研究⁽²⁾がなされてきた。今世紀に入ってから、イギリス側の「人種排除の意図の有無」⁽³⁾、「博愛主義者」と「帝国主義」の関連性⁽⁴⁾、大英帝国の「再編」における1つの事例⁽⁵⁾、1国史の枠を超えた「環大西洋史 (Atlantic History)」や「グローバル・ヒストリー (Global History)」の中での事象⁽⁶⁾、そして「奴隷制廃止運動 (Abolitionism)」の通史の中での位置付け⁽⁷⁾など枚挙に暇が無いほど多角的な観点からのアプローチがなされている。しかし、これらの中では詳細な分析が行われず、ほぼ「手付かず」の状態となっている文書が存在する。それが、入植計画が立案された1786年にこれを支持する目的で出版され、最終的に3版を重ねた奴隷制廃止運動家 (abolitionist) グランヴィル・シャープ (Granville Sharp, 1735~1813) の著作『アフリカ穀物海岸・シエラレオネ近辺に計画された入植地のための、(より良い改善策が提案されるまでの) 暫定的な諸規則の素描 (A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona.) (以後『素描』)]である。この中で提示されている入植地の「理想像」は、大まかに言えば常備軍や官僚機構からなる「大きな政府」やそれを維持するための間接税を持たない、平等な独立自営農民 (ヨーマン) による自治を基盤とする共同体社会だった。では、この「理想像」の起源はどこに存在するのだろうか。『素描』は、それ以前の入植地建設 (構想) と比べどの程度「伝統」に則していたのか、あるいは「異質」だったのか。

本論文の目的は、『素描』以前の入植計画と『素描』を比較し、その類似点並びに特異点を明らかにすることである。そのため本論文は以下の構成をとる。まず、入植地建設の背景となった近世イングランド社会の状況と、主要な入植先となったチェサピーク及びニューイングランドで建設された社会を概観する。次に、入植開始と相前後してシエラレオネの『素描』に相当する『カロライナ憲法草案 (以後憲法草案)』が提示されたカロライナ植民地、及びシエラレオネ植民以前では最も直近に行われ、且つシャープの「友人」ジェームズ・オグルソープ (James Edward Oglethorpe, 1696~1785) が深く関わったジョージア植民地を、主にその建設構想と挫折を軸に分析する。続いて、『素描』とほぼ同時代に立案されたトマス・ジェファソン (Thomas Jefferson,

1743～1826)の「黒人邦外植民計画」を分析する。そしてこれらの分析を踏まえた上で、『素描』ひいてはシャープ自身の「思想」・「理念」の特徴とその「問題点」について考察する。

第1章 近世イングランド社会と入植地建設

ーチェサピーク及びニューイングランドー

16世紀以降のイングランド社会は、絶え間ない変化の連続する激動の時代だった。具体的には宗教改革の結果イングランド国教会が成立し、農地の囲い込みにより余剰人口の農村から都市（とりわけ首都ロンドン）への流入が起こり、奢侈品・嗜好品を中心とした内外の商業交易は増加の一途を辿り、そしてスコットランド及びアイルランドを含めた所謂「三王国 (the three kingdoms)」全体を巻き込みブリテン諸島全土に影響を及ぼした「内乱」が10年近くに渡って続き、それはやがて2度に渡る「革命 (ピューリタン革命及び名誉革命)」へと帰結した。これらの変革の結果として近世イングランド社会は、まず「ジェントリとヨーマン」を中核としたそれまでの「伝統的」農村社会が解体へと向かい、次いで「商業化」及び「都市化」が進展し、さらに「中央」の「地方」に対する干渉が増加し、そして人の移動がより「流動化」する傾向が強まった。大西洋の諸入植地への移民は、この社会変化の延長線上で行われた行為⁽⁹⁾だった。入植者たちは、移住先の社会と環境を出来る限り母国に近づけようと試みたが、実際には個々の入植地に各々独特な社会が形成されていった。その中でも、主要な入植先となったチェサピークとニューイングランドでそれぞれ成立した社会は、各々「根本的」に異なるものとなった。

まずチェサピークへの入植活動は、「利益を求める、貪欲にして略奪的な原動力⁽⁹⁾」の下で行われ、同地はやがて年季奉公人を労働力に商品作物（タバコ）栽培を行う大規模なプランテーションを核とした、「商業的」な農業植民地となった。入植者たちは農場主も奉公人も共に、新天地で一財産を築き上げることを目標に個人の利益追求を最優先し、入植先への愛着や「共同体」意識は希薄だった。その結果チェサピークは、個人主義的で入植者の分散居住傾向が強く、人口比は独身男性に大きく偏り死亡率も高く、さらに農場主と奉公人の間には大きな階層間格差が存在するという「不安定な社会」となった⁽¹⁰⁾。

これに対しニューイングランドへの入植活動は、「神に選ばれた人々のコミュニティー」を建設するという強い宗教的動機に起因するものであり、入植者たちは迫害からの逃避という消極的な動機だけではなく、ピューリタンによる「千年王国」を建設しようという積極的な情熱にも突き動かされていた⁽¹¹⁾。加えて彼らの入植活動は、農村共同体の解体や「商業化」と「都市化」の進展、さらには「中央」による「地方」に対する宗教的・政治的な干渉の増加といった社会的変化の潮流に対する、「本質的に防御的で保守的で反動的ですらある⁽¹²⁾」反応に基づいていた。入植者たちは、基本的に家族・集団単位で入植以前の社会的地位をそのまま引き継ぎ移住し、農耕と牧畜を中心とする自給自足の経済体制の樹立を目指し、そして建設したタウン (town) が「平和の王国」となるように心掛けて行動するよう努めた。その具体的な行動事例は次の通りである。

まず、土地の分配は「公正さ」と各家族の「分」を考慮した上で行われ、同様にタウン内の役職も「公正さ」を重んじ皆で分担するか、過度の「競争」が生じ住民の不利益とならぬよう特定の家族の責任に委ねられた。また、タウンの日常生活において「個人」の利益は「公共」の善に従属するものとされ、性的不道徳など「秩序」を乱す行為は厳しく罰せられた。そしてタウンにおける最高意思決定機関だったタウン・ミーティングは、多くの場合成人男性の過半数が参政権を保有し一見「民主的」だったが、実際には共同体指導者層の権威に対する深い敬意が存在し、尚且つタウン内における「平和」と「秩序」の維持が最優先の課題であったため、議題のほとんどは「全会一致」の合意の下で「解決（妥協及び対立の回避）」が図られ、上訴組織である郡法廷や植民地議会に持ち込まれることは稀だった⁽¹³⁾。結果としてニューイングランドは、家父長的で集住傾向の強く（相対的に）平等主義的である、「共同体」意識の強固で自立した「安定した社会」が成立した⁽¹⁴⁾。そして、他のイングランド（人）社会と比較して「相対的な社会的平穩」の状態を、以後数十年間に渡って持続させることが出来たのだった。

しかし入植後数十年を経過した17世紀後半頃から、両社会は共に徐々に「変質」していった。まずチェサピークでは、タバコ栽培の継続的成長により「現地生まれ」のエリート及び中間層が出現し、彼らは自身の「故郷」の改善と各居住地間の相互ネットワーク形成に注力し、同質の「文化」を共有しようと努めた。また、同時期には「白人」年季奉公人から「黒人」奴隷へ労働力転換が進み、これを受けて「白人」のエリートと労働者の間に「妥協」が成立し、「白人」集団内での連帯意識が強化された。これらの要因が重なり、チェサピーク社会において「共同体」意識が徐々に形成されていった。加えて継続的な人口の増加や経済の発展と多様化、そして都市の成長と入植地の西部への拡大などの変化によって、チェサピークは徐々に入植当時の「不安定な社会」から脱却し、より「複雑」で「凝集的」な社会へと成熟していった⁽¹⁵⁾。

一方ニューイングランドでは、健康的な環境と入植者の結婚年齢が若かったことが相乗し、人口が急速に増加した。その結果、入植者の孫・曾孫世代が成人を迎える頃にはタウン内の余剰地がほぼ枯渇し、土地の分配を巡る争いが激化した。タウン・ミーティングでの議論は紛糾し、ついには「全会一致」の原則は放棄され「多数決」による決議が導入され、決定に不満を持つ人々は郡法廷に直接訴え出るか、新たなタウンもしくは沿岸部の都市に移住するようになった。また時を同じくして、「回心」体験の無い所謂「半途契約⁽¹⁶⁾」状態の者を準教会員として認めなければ教会運営が成り立たないタウンが増加する程、宗教的情熱の沈滞が顕著となった。信仰心の低迷により、タウン内における調停者だった牧師の権威は低下し、前述の土地争議と相まってますます「共同体」自身の問題解決能力が損なわれていった⁽¹⁷⁾。このタウンの分裂と並行して、ボストンをはじめ沿岸部諸都市の人口が拡大していった。元々これらの都市は、入植地で自給困難な工業品輸入兼余剰農産物輸出港という位置付けだったが、建設当初から大西洋の商業ネットワークと直に結び付き、やがて漁業や造船業そして商業全般が著しく発展し、人口の流入や富の集中及び社会階層の分化が進展していった。沿岸部における「商業化」と階層分化の潮流は徐々に内陸部へ伝播し、元々自給自足性格の強かったタウンも次第に大西洋商業ネットワークの中

へ組み込まれていった。こうしてニューイングランドは元来の「凝集力」の強い社会的・文化的秩序が「分解」し、イングランド本国やチェサピークに類似した商業的で個人主義的な社会へと変化していった。それでもなお、この地域における「共同体（意識）」は他のイングランド人社会と比べ強固であり、また入植地建設時の記憶や理念も完全に忘却されてはおらず、とりわけ牧師たちは信仰心の衰えを嘆く説教を頻繁に行っていた。そして入植当初の理念と現状の「衰退」との間に存在する大きな落差への「反省と罪悪感」は、ニューイングランドが18世紀中盤に第1次大覚醒（信仰復興）運動の一大興隆地となる下地となった⁽¹⁸⁾。

それでは、本章の小括に移る。まず、近世イングランド社会では「農村共同体」の解体と「商業化」及び「流動化」が進展し、その延長として移民が発生した。彼らの移住動機は、主として2種類に大別される。1つは、入植先での「利益」の獲得を優先した「実利主義的」な衝動である。その典型として建設されたチェサピークは、当初はイングランド社会を極端に「単純化」したような社会が成立したが、世代の経過と経済発展により徐々に本国に類似した社会へと成熟していった。もう1つは、入植先に理想社会の建設を目指した「理想主義的」な衝動である。その典型として建設されたニューイングランドは、イングランド社会の現状に対する反発とピューリタンの「千年王国」思想が混ざり合わさった結果、同時代の本国とは相当「異なった」社会が成立した。この社会は数十年に渡る「相対的な社会的平穩」を実現したものの、予想外の人口増加と「商業化」の進展により徐々に「変質」し、最終的には他のイングランド（人）社会と類似化する結果となった。

第2章 カロライナ植民地

—『憲法草案』から浮かび上がる理想像—

続いて、カロライナ植民地の分析を行う。同地は1663年、国王チャールズ2世（在位1660～1685）が王政復古の折の功臣8人に対し与えた特許状により創設された植民地であり、当初は彼らが「領主（Lords Proprietor）」として統治権を保持する「領主植民地（Proprietary colony）」だった。その統治の基本指針として、1669年に『憲法草案（*The Fundamental Constitutions of Carolina*）』が成立し出版された。その具体的な執筆者については未だ論争が続いているが、おそらくは「領主」たちの内アシュリー卿（Anthony Ashley Cooper, 1621～1683）⁽¹⁹⁾とコールトン（Peter Colleton, 1635～1694）⁽²⁰⁾の両名が中心となり、この他前者に当時秘書として仕えていたジョン・ロック（John Locke, 1632～1704）など数名が関与したものと推測されている⁽²¹⁾。

『憲法草案』は全111条で構成されており、その内訳は1～26条が領主・貴族・官職・土地分配、27～54条が裁判所・大評議会、55～64条が司法、65～73条が議会、74～85条が登録・都市自治体、89～100条が宗教、101～111条がその他の事柄に関する規定となっている。同案の規定するカロライナの統治体制は、「領主」たちが王の代理として統治する「君主制（monarchy）」である。まず、カロライナ植民地にはダラムのカウンティ・パラティン領（County Palatine of

Durham)⁽²²⁾同様の特権が付与され、「領主」たちの内最年長者が「君主」の代理人たる「パラティン伯 (palatine)」に就任する。次いで、残りの7人も各々「官職 (officer)」を保持しそれに付随した「裁判所 (court)」の主宰者となり、各「裁判所」は、「貴族 (landgrave, cazique)」⁽²³⁾と「庶民 (commons)」の代表者からなる6人の「顧問 (councillor)」により構成される。植民地の土地は、「領主」と「貴族」がそれぞれ全体の5分の1ずつ所有し、「顧問」を始めとする植民地の公職に就任する「庶民」には一定以上の土地財産の保有が条件となることが、複数の条文において明記⁽²⁴⁾されている。そして「パラティン伯」が主宰し「領主」全員により構成される「パラティン伯裁判所 (palatine's court)」、⁽²⁵⁾「領主」たちが主宰し全「裁判所」の「顧問」たちにより構成される「大評議会 (grand council)」、同じく「領主」たちが主宰し全「貴族」及び「庶民」の代表者から構成される「議会 (parliament)」が、それぞれ植民地の最高意思決定機関として機能する⁽²⁵⁾。これらの規定からは、当時イングランドにおいて「理想」とされた「混合政体 (mixed government)」を植民地においても忠実に「再現」しようとした執筆者の意図が窺える。

この『憲法草案』において特徴的な点は以下の3つである。1つ目は、植民地でのみ特権を保持する世襲貴族制度の創設⁽²⁶⁾である。これはイングランド (人) による入植地建設において史上初であると共にほぼ唯一の試みであり、実際にも (各種特権は伴わなかったが) 称号の授与及び売買が行われた。2つ目は、完全な「信仰の自由」の実現を謳っていること⁽²⁷⁾である。これは、王政復古以後も宗教的対立の継続した本国の現状に大きく先んじたものだった。そして3つ目は、植民地における「農奴 (leet-man)」・「奴隷」に関する諸規定⁽²⁸⁾である。この内、「奴隷」に関する言及が見られるのは第98条及び第101条であり、前者は「奴隷が最適だと考える教会に入り、その一員となることは合法的」だが、「いかなる奴隷も、彼の主人が彼に対して有するこの世の支配権から免れることはなく、教会以外のすべてのことでは、以前と同じ状態、または条件にある。」とし、奴隷に「信仰の自由」を認める一方で「洗礼による解放」を明確に否定している。また後者は、「カロライナのいかなる自由人も、彼の黒人奴隷がどんな見解または宗教を持とうと、その者に絶対的な権力と権限を有する。」とし、奴隷の主人に対し絶対的な「生殺与奪」の権利を認める内容となっている。

カロライナ植民地は、その創設時より「奴隷制」と深い関わりを持っていた。最初に同地に入植した集団は、砂糖栽培の発展と開拓進展の結果人口過剰となったカリブ海のバルバドス⁽²⁹⁾出身のプランテーション経営者たちであり、彼らは自身の奴隷を伴って移住してきた。入植者たちに限らず、「領主」たちの内先述したアシュリー卿並びにコールトンの両名もまた、同じくバルバドスにプランテーションを所有する不在地主だった。さらにアシュリー卿は1672年に、当時奴隷貿易を独占していた王立アフリカ会社 (Royal African Company)⁽³⁰⁾の副総裁に就任しており、その秘書ロックも1674年に同社株券を購入していた。これらの事情⁽³¹⁾を鑑みれば、『憲法草案』において「奴隷制」が明記されそして容認されたのは「必然」だったと捉えることが出来る。

それでは、本章の小括に移る。『憲法草案』はカロライナに「身分制社会」を前提に、信仰など特定の事柄に限り「自由」を認めるという「封建的」な理想社会を建設することを企図して執

筆されたものだった。「理想社会の建設」を目指したという点においてはニューイングランドとの類似性が認められるが、『憲法草案』のそれはより「権威主義的」な社会だった。このような理想像が構想された背景として、17世紀の王政復古期という時代背景を踏まえる必要がある。三王国戦争と革命による共和制の樹立を経験したとはいえ、「統治者」と「被治者臣民」の間には絶対的な差異があるという認識は本国・植民地の別なく支配的⁽³²⁾であり、むしろ王政復古により再強化される傾向にあった。このような「身分制社会」において、各人は互いの「分」を弁えそれを逸脱しないよう振舞うことを要求され、「自由」とはその「分」を守る限りにおいて許される「権利」であり、そして人間が各々「平等」ではない以上は身体的な「自由」を持たない「農奴」や「奴隷」の存在も「当然」の理と見なされていた。『憲法草案』の執筆に携わったアシュリー卿やロックは後に、王位継承問題を契機に政治党派「ホイッグ (Whig)」を形成していくが、その中で彼らの主張した「混合政体」・「制限選挙制」・「宗教的寛容」などの基本理念は、同案の中にその一端が垣間見られる。また、「ホイッグ」は大商人や金融利害と結託して奴隷貿易を含む交易・商業の振興政策を打ち出していくが、この点からも『憲法草案』における「奴隷制」の容認は「必然」だったとする考察も可能である。なお同案は、入植者の反発や「領主」たちの監督不行き届きなどの理由で完全な形では施行されず、結果としてカロライナは当初構想されていた「封建的」な「身分制社会」ではなく、むしろ入植者たちの出身地バルバドスに近似したプランテーション社会として発展⁽³³⁾していった。

第3章 ジョージア植民地

—オグルソープの建設構想とその挫折—

続いてジョージア植民地の分析を行う。同地は1732年、国王ジョージ2世（在位1727～1760）の特許状により創設され、国王から委託を受けた非営利団体「アメリカにおけるジョージア植民地創設のための受託人会（Trustees for the Establishment of the Colony of Georgia in America, 以後受託人会と表記）」が統治する「慈善植民地（charitable colony）」という、以前の植民地とは一線を画した統治体制を採用していた。同会には創設当初18人が名を連ねたが、その中で主導的な役割を果たしたのがオグルソープだった。1728年に議会に設けられた「監獄に関する委員会（Goal committee）」の委員長に就任した彼は、調査の過程で監獄の凄惨な状況⁽³⁴⁾を目の当たりにした。とりわけオグルソープの強い関心を引いたのが、怠惰や賭博などの「悪徳」の報いではなく、不況など経済的な「不運」により破産した「勤勉で善良な」人々も数多く収監されているという事実だった。彼らは自堕落な囚人たちとは異なり、「機会」を与えれば「更生可能」なはずだった。オグルソープは、同委員会に所属していたパーシヴァル卿（John Perceval, 1st Earl of Egmont, 1683～1748）ら志を同じくする人々と共に彼らを救済するための入植地建設を構想し、やがてそれはサウス・カロライナ植民地⁽³⁵⁾防衛のためスペイン領フロリダとの中間に「緩衝植民地（buffer colony）」を建設する計画として具体化していった。

「受託人会」は特許状の交付前後、植民地建設の意義を宣伝するための各種パンフレットを発行し、内1冊はオグルソープ自身の手によって執筆された。これらの冊子中で主張されているジョージア植民地建設の目的は、まとめると以下の4点である。第1の目的は都市貧民の救済と自立であり、現在本国で慈善に依存し生活している彼らが入植者として移住し、自営農民として自立することで多大な利益がもたらされることが具体的な見積もりと共に何度も力説⁽³⁶⁾されている。第2の目的は、サウス・カロライナ植民地の先住民及びフロリダのスペイン人入植者たちからの防衛である。第3の目的は、イングランド本国で栽培不可能な商品作物（具体的には生糸・ワイン等）の生産による、輸入品の代替・自給化である。ここでも、ジョージア産生糸がイタリア・フランス産と比べ安価で調達可能であるとする具体的な見積もりが示されている⁽³⁷⁾。そして第4の目的は、貧困や迫害に曝されているプロテスタント⁽³⁸⁾、具体的にはスコットランド高地人や神聖ローマ帝国・ザルツブルク大司教領内のルター派住民の救済⁽³⁹⁾である。総じてこれらの記述からは、ジョージアを独立自営の農村共同体植民地とするという「理想像」が謳われると同時に、入植地建設によってもたらされる「実利」が強調されていることが窺える。その理由は、入植地建設における資金的な問題に求めることが出来る。当初ジョージア植民地建設・運営の財源は、その理想に共鳴した人々からの寄付を前提としていた。しかしこれが見込みを大きく下回ったため、「受託人会」は財源の主軸を議会からの補助金に切り替えざるを得なかった。国家から「慈善」事業に資金を拠出する以上、その対象となった事業は社会や国家の「実益」と両立するものとなることが不可欠となる。その結果、事業の「大義名分」は「重商主義的」な性格を強く帯びていった⁽⁴⁰⁾。こうしてジョージア植民地は、独立自営の農村共同体という「理想」を掲げつつ、植民地運営の成否を政府や市場の動向に依存するという「問題点」を抱えながら出発した。

1733年にオグルソープ率いる入植者114人が現地に到着し、居住地サヴァンナ（Savannah）の建設を始めるが、当初計画では同所は「十人組（ththing）」⁽⁴¹⁾を基本とした都市整備が行われ、居留地内に共有地として「果樹園（garden）」が設けられ、入植者たちは居住地外に自身の農地を保有することになっていた。さらに、1735年には植民地内での奴隷の「輸入・売却・使役」を禁止し、違反者には50ポンドの罰金を科すとした「奴隷禁止法令」⁽⁴²⁾が発布された。この法令の意図は、主として辺境防衛のための「緩衝」植民地であるジョージアでの奴隷反乱の防止、そして「自営農民」たる入植者が奴隷の使役により「墮落」することや大土地所有者化することの防止にあったとされ、決して奴隷制それ自体に反対したわけではなかった⁽⁴³⁾。むしろ、同年に発布された1家族当たりの土地所有を最大500エーカー（約200ヘクタール）に制限し開墾を怠れば没収するとした「土地法令」⁽⁴⁴⁾、及び植民地内におけるラム酒の「製造・輸入・販売」を禁止した「ラム酒禁止法令」と一体となって、入植当初の理念を順守し入植者を統制する目的で運用することを企図したものだ。た。

しかしこうした理想とは裏腹に、植民地の発展は停滞した。その原因は根本的には、「受託人会」の慢性的財政難に拠るものだった。先述のように「受託人会」は、活動資金の大部分を毎年

の議会により承認される補助金に頼るという不安定な運営状態にあり、これによって現地へ送り込む入植者数が想定よりも大きく低迷し植民地の開墾が遅れ、それが税収の不足に結び付きますます「受託人会」の財源が不足するという悪循環に陥っていた。加えて、肝心の農業生産も軌道に乗らなかった。こちらも財政難に起因する慢性的労働力不足、及び入植者の大半が都市の労働者だったことから生じた労働需要と供給の不適合⁽⁴⁵⁾、そして入植地の土壌が主力産品と見込んだ生糸（の生産のため必要な桑）と葡萄の栽培に不適だったことに起因する問題だった。

こうした中で植民地内では、隣邦サウス・カロライナの発展振りを見習い奴隷の使用を解禁すべきであるとする意見が、主として「受託人会」の援助を受けずに入植した自費移民（adventurer）たちの間で高まっていった。これにより、あくまで植民地建設の理念を順守しようとする「受託人会」と奴隷解禁派との間で「奴隷解禁論争」が勃発した。「受託人会」の拙い財政事情を察知していた解禁派は、その資金の出所である議会に対して積極的なロビー活動を行い、一時は補助金予算を否決させるなどの成果を挙げた⁽⁴⁶⁾。こうした「不満分子」の横暴を統制出来なかった背景には、「受託人会」自身の植民地統治能力の不足があった。自営農民による「自治」に基礎をおいていたとはいえ、「受託人会」の現地出先機関は非常に小規模なものであり、結果として植民地の統治は「事実上の総督」オグルソープという「個人」に依存する不安定な体制とならざるをえなかった⁽⁴⁷⁾。さらに、入植地建設直後に勃発した「ジェンキンスの耳の戦争」（1739～1748年、ヨーロッパでの呼称は「オーストリア継承戦争」）がイギリス側の勝利に終わった結果、フロリダからのスペインの脅威が退潮し、これを名目に植民地への財政支援を行ってきた議会の関心が低下した。同時に、植民地の理念に好意的だったロバート・ウォルポール（Robert Walpole, 1676～1745）が同戦争勃発の責任を取る形で第一大蔵卿辞任に追い込まれたことも、「受託人会」にとり大きな痛手となった。最終的には1750年に奴隷禁止法令が撤廃され、さらに1752年には「受託人会」が特許状を返還しジョージアは王領植民地となり、以後の同地は奴隷労働に立脚し米作と綿花栽培を中心とするカロライナ型のプランテーション植民地として発展していった。

それでは、本章の小括に移る。ジョージア植民地は、イングランド本国で零落した貧民の「救済」と「自立」を目指す独立自営の農村共同体植民地という「理想」の下に出発した。この点においては、同様に「理想社会」の建設を目指したニューイングランド及びカロライナとの類似性が認められ、特にニューイングランドとは強い共通性が認められる。しかし、双方の入植の実態は大きく異なるものであった。ニューイングランドへの入植者が概ね理想と信仰を共有する同質性の高い集団だったのに対し、ジョージアへの入植者はそれまで特定の繋がりを持っていなかった都市労働者の集団か、もしくはイングランド外から来た異邦人だった。彼らはあくまでも入植という「機会」に惹かれて集まった人々であり、入植地建設における「理想」を共有していたわけではなかった。この時点で、計画の「提案者（受託人会）」と「実行者（入植者）」の間には深い溝が存在していた。さらに資金的な問題から、独立自営を「理想」に掲げながらその成否を政府や市場に「依存」せざるを得ないという「矛盾」を内包していた。これらの問題点を抱えてい

た結果、ジョージア植民地は入植後20年余りでその理想を「放棄」する事態に至ったのだった。

第4章 ジェファソンの「黒人邦外植民」提案

—『素描』との「同時代性」、「共通性」、そして「相違点」—

最後に、ジェファソンの「黒人邦外植民計画」の分析を行う。これは、彼が1785年に出版した著書『ヴァージニア覚え書 (*Notes on the State of Virginia*)』の中で提案した計画だった。本計画には、これまで分析してきた諸入植地建設（計画）と比べて際立った「特異性」が何点か散見される。まず、何かしら既に具体的に計画が動き出している事業に対する提案ではなく、あくまでも彼自身の「机上の私案」に終始しているという点である。次にシャープの『素描』とほぼ同時期に執筆されたという「同時代」性である。そして、入植対象を明確に「黒人」に限定している点である。

『ヴァージニア覚え書』は、ヴァージニア邦について寄せられた（と言う想定 of）質問に対しジェファソンがその博識で以って詳細に解説するという体裁をとっていることで知られるが、その中の「質問14 法の施行と諸法律の性格については如何？」と題する章の中で、邦法の改正による奴隷制の廃止と共にそれによって解放された「自由黒人」たちを適切な教育訓練を施した上で邦外に植民させ、彼らの代わりに同数の「白人」移民を世界各地から募るという提案⁽⁴⁸⁾がなされている。この提案に対して、「わざわざ他所の地域から移民を募るよりも、彼らをそのまま邦内に居住させた方がより経済的なのでは？」とする疑問が読者の間から生じるのを見越し、ジェファソンはそれに対する回答も同時に記している。その中ではまず、白人側の「根強い偏見」と黒人側の忘却困難な「虐待」の記憶という政治的理由が挙げられている。しかしそれ以上に重視されているのが、両人種間の「優劣」の差という生物学的・博物学的理由である。ジェファソンに拠れば、黒人は白人と比べて生物学的に「単純」で「感情的」且つ「向上心に欠ける野蛮な」人種であり、その「知性」や「想像力」において白人は元より、より「野蛮」な環境に暮らすインディアンにすら明らかに劣っている。これは一般の奴隷たちに限らず、フィリス・ウィートリー (Phillis Wheatley, 1753? ~ 1784)⁽⁴⁹⁾やイグナティウス・サンチョ (Ignatius Sancho, 1729? ~ 1780)⁽⁵⁰⁾など当時「知識人」と見なされた黒人たちの文学作品ですら、白人のそれとは比べものにならない程劣ると切って捨てている。さらに同じ「奴隷」という境遇にあるにもかかわらず、古代ローマの「白人」の奴隷たちの中には優れた知性の持ち主が数多く存在したという事実も、黒人が白人に劣る何よりの証拠である。このように「科学的」・「経験的」に明白な「事実」を多数例証した上で、古代ローマでは「白人」の解放奴隷が主人たちと交わっても何ら問題はなかったが、劣等人種である黒人たちは彼らと異なり「主人の血を汚さ」ないように、「血の交わりのできない所へ移されるべき」であると結論⁽⁵¹⁾付けているのである。

それでは、本章の小括に移る。ジェファソンの提案は、白人と黒人は能力の異なる「人種」であるという明確な見解に基づき、そして両者の「共存」は不可能であると結論付けるという「人

種主義的」な傾向が顕著に表れたものだった。これは決して彼個人に留まらず、啓蒙思想に影響を受け「奴隷制廃止」を理想としながらも、現実として「奴隷制」に立脚した生活を送っていた南部のプランテーション経営者に概ね「共通」の見解であり、いわば「当時のアメリカ社会全般の意識を代弁⁽⁵²⁾」したと言えるものだった。結局、ヴァージニアにおける奴隷解放が南北戦争以後まで頓挫したことで、この「提案」自体は日の目を見ることなく終わった。但しジェファソン自身は、この約30年後にアメリカ植民協会（American Colonization Society）の主導で行われた「アメリカ版シエラレオネ植民地」であるリベリア植民地の建設⁽⁵³⁾を支持する立場に立った。その判断の背後には、この『ヴァージニア覚え書』の「提案」中から窺える「両人種の共存は不可能」であるという彼自身の見解が働いているものと推測出来る。

結びに

—各種入植計画との比較を通じて浮かび上がる『素描』の「類似性」と「特異性」—

これまでの分析を踏まえ総括を行う。まず、第1章で見たように近世イングランドの入植活動は、入植先での「利益」の追求を目的とする「実利主義的」な衝動と、入植先での「理想社会」の建設を目的とする「理想主義的」な衝動を併せ持ったものだった。前者の衝動が強く働いた入植の代表例がチェサピークであり、このような植民地では「実利」ひいては入植者の生存そのものが「理想」に優先し、秩序立った社会の形成に時間を有したが、経済的成功の結果徐々にではあるが安定した社会となっていく。一方、後者の衝動が強く働いた入植の代表例がニューイングランドやカロライナそしてジョージアであり、これらの植民地では「理想」を先行させる形で入植が進んだが、諸般の要因が重なった結果当初の想定とは異なる社会へと「変質」していった。

アフリカに自由黒人からなる独立自営の農村共同体社会の入植地を建設しようというシャープの『素描』は、これら2つの衝動の内の「理想主義的」な衝動に強く動機付けられたものだった。特に、貧民の救済と自立を目的に自営農民共同体の建設を目指し、ヨーロッパ大陸出身のプロテスタント住民の移住を推奨しそして入植地内での奴隷制を禁止したという点⁽⁵⁴⁾において、ジョージア植民地建設構想との強い類似性が認められる。シャープは、同構想の主導者オグルソープと10年来の交友関係にあり、さらに両者間でやり取りされた書簡の中でオグルソープが自身の関わった入植計画について言及し、その詳細を調べたシャープが同計画の「崇高な原則（noble principle）」を称賛する記述が散見される⁽⁵⁵⁾ことから、シャープがジョージア植民地建設構想を周知していたことはほぼ確実であり、そこから影響を受けた可能性は高いと推察することが出来る。

他方、ニューイングランド及びカロライナと『素描』の関連性は今ひとつ判然としない。まずニューイングランドに関しては、イングランド社会の現状への反発として「理想化」された農村共同体社会を建設しようとしたという点で類似性が認められる。また、シャープは聖書研究をライフワーク⁽⁵⁶⁾とする福音主義的思想の持ち主であり、かつてのピューリタンたちの宗教的理想

に共感を覚えるのは自然だが、実際に影響を受けたか否かについて現時点では断定できる史料はない。次にカロライナ及び『憲法草案』に関しては、現時点でシャープと同植民地及び同書との関連性を示す史料は見つかっていない。また、『憲法草案』がノルマン・コンクエスト「以後」の「封建的」統治体制を「理想」としているのに対し、シャープはそれ「以前」のアングロ・サクソンの「平等的」統治体制を「理想」⁽⁵⁷⁾としており、その点では両者は本質的に相反するものであるともとれる⁽⁵⁸⁾。

しかしながら、ジョージアを含めこれまでイングランドにおいて計画・実行されてきた各種の入植計画と『素描』との間には、「入植者」という重要な「相違」点が存在する。というのも、『素描』以前の計画で入植の主体と想定されたのは「イングランド人」だったのに対し、『素描』は「黒人」を入植の主体として構想されているのである。この点において、比較対象となるのがジェファソンの「提案」である。奇しくもほぼ同じ時期に共に「黒人主体の入植計画」を提案し、後に実際にアフリカへの入植活動を支援したシャープとジェファソンであるが、その「提案」の根底にある動機は正反対のものだった。ジェファソンの「提案」は白人と黒人の共存や同化は不可能であるとする見解に基づき、その動機は「政治的」であり且つ「人種主義的」傾向の強いものだった。対してシャープの『素描』は黒人であろうとイングランド的な「農村共同体」を建設し、そして白人と共存できるという「想定」に基づく、「理想主義的」且つ「平等主義的」なものだった。彼は、「自由の国」イングランド及びその植民地に奴隷制は存在してはならず、「黒人」であろうと「自由に生まれしイングランド人」の権利を享受出来るという「理念」の下、奴隷制廃止運動に従事していた。入植計画を構想する上で、この自身の「理念」及び「黒人観」を彼がそのまま反映し立案していたことは明白である。

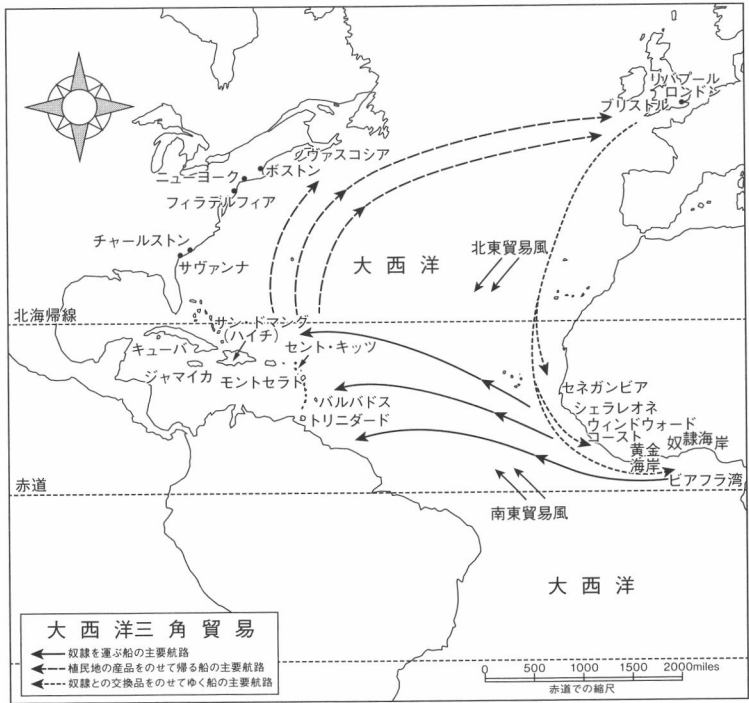
加えてシャープには、「黒人」が「イングランド人」と同等の能力を持つことを「証明」しなければならない事情があった。その理由は、ジェファソンの「提案」において両人種間の共存が不可能である主因として挙げられ、尚且つシャープ自身も『素描』中において言及⁽⁵⁹⁾し痛烈な批判を浴びせている「黒人劣等人種論」の存在だった。「黒人」は非理性的で自らの欲望を制御出来ない自堕落な生き物であり、明らかに白人とは異なった起源から生じた人種であるとする同理論は、奴隷制を容認し正当化しようとする言説に頻繁に使用されていた。その代表例が、ジャマイカのプランテーション経営者エドワード・ロング (Edward Long, 1734～1813) の著作だった。西インド諸島に利害を持ち、議会に対し強力なロビー活動を行っていた「西インド利害 (West India Interest)」を代表する人物だったロングは、著書『ジャマイカ史 (The History of Jamaica, 1774.)』の中で自身の経験を元に「黒人＝劣等人種」であるとの主張を展開⁽⁶⁰⁾し、それによって奴隷制を正当化した。さらに別のパンフレットの中では、「人種混淆」による「(血の) 汚染」を防止するためにも「黒人」たちに「イングランド人の諸権利」を与えるべきではないと主張⁽⁶¹⁾していた。そしてこの種の言説に理論的な裏付けを与えていたのが、同時代の高名な啓蒙思想家たちだった。例えば、「分類学の父」リンネ (Carl von Linné, 1705～1778) は、1735年出版の『自然の体系 (Systema Naturae)』において人類を4つの人種に分類し、その中で「アフリカ系黒人

(Africanus niger)」を「狡猾、なまけもの、ぞんざい……黒い、無気力……。自分の主人の恣意的な意思に基づいて統治されている⁽⁶²⁾」人種であると記述していた。また、イギリス経験論の大家ヒューム (David Hume, 1711~1776) は、1742年出版の『国民的性格について (Of National Characters)』において「私は、黒人は当然白人より劣っていると考えるようになった (I am apt to suspect the Negroes, to be naturally inferior to the whites) …… (中略) 白くない皮膚を持つ文明民族は存在したことは決してない (There never was any civilized nation of any other complexion than white)⁽⁶³⁾」と記述していた。このような論説は、ロングら奴隷制擁護論者たちに格好の「論拠」として広く引用されていた⁽⁶⁴⁾。当時奴隷制に対する議論が全国的な高まりを見せる中⁽⁶⁵⁾で、その廃止論者の急先鋒として奴隷制擁護論者たちの言説に反論するためにも、シャープは「黒人」が「イングランド人 (白人)」と同等のことを実現出来ると主張し、且つそれを「実証」する必要性に迫られていたと推測することが出来る。

しかし、『素描』は「理想」を貫徹しようとするあまり、「現実」と大きな齟齬が生じるという問題を抱えていた。まず、入植の主体となる黒人貧民たちは出身・経歴共に多様な集団⁽⁶⁶⁾で、彼が構想した自作農主体の入植地の入植者としての適正は決して高くなかった。また、彼らが入植に同意したのは生計を立てる方法に縋るという実利的な欲求に基づくもの⁽⁶⁷⁾であり、シャープの理念に賛同するという保証は皆無だった。さらに入植地建設においては「資金」及び「技能者」が必要不可欠となるが、これらを当事者の黒人貧民たちが自弁するのは不可能で、必然的に「白人」の提供者たちに依存することになる。つまり、入植地運営が彼らの意向に左右される可能性、ひいては事実上の「白人」支配に陥る可能性を、その構想段階から内包していた。入植者の「実像」が必ずしも「理想」と合致せず、また入植地建設資金の「出資者」に植民地運営を左右される危険性を含有するなどの問題を構想段階から内包し、そして実際にそれが原因で当初の理想が挫折した⁽⁶⁸⁾という点において、『素描』はジョージア植民地建設構想が破綻へと至った轍を踏んだ形となった。皮肉にも、「師」オグルソープから貧民救済のための入植計画という「理想」を受け継いだシャープの『素描』は、その「問題点」までも同時に継承してしまったのだった。

参考図表

1. 18世紀大西洋世界地図



出典：ジェームズ・ウォルヴィン、池田年穂訳『奴隷制を生きた男たち』（水声社、2010年、2012年）、12・13頁

2. イギリス領アメリカ植民地地図



出典：ジャック・P・グリーン、大森雄太郎訳『幸福の追求 イギリス領植民地期アメリカの社会史』（慶應義塾大学出版会、2013年）、69頁。

註

- (1) 本論文では、イギリス本国（当時はグレートブリテン連合王国）を指す場合には「イギリス」、その中で特にイングランドのみを指す場合には「イングランド」、そして植民地を含める場合には「大英帝国」という呼称をそれぞれ使用する。
- (2) 代表的なものとしては、Christopher Fyfe, *A History of Sierra Leone*, Oxford University Press, London, 1962; Richard West, *Back to Africa: a History of Sierra Leone and Liberia*, Jonathan Cape, London, 1970; Folarin Shyllon, *Black people in Britain 1555-1833*, Oxford University Press, London, 1977; Stephen J. Braidwood, *Black Poors and White Philanthropists: London's Blacks and the Foundation of the Sierra Leone Settlement, 1786-91*, Liverpool University Press, Liverpool, 1994.
- (3) 平田雅博,『内なる帝国・内なる他者 在英黒人の歴史』晃洋書房, 2004年, 54-85頁
- (4) 布留川正博「イギリスのアポリショニズムとシエラ・レオネ植民地」『経済学論叢』第57巻4号, 2004年, 77-105頁.
- (5) 井野瀬久美恵『興亡の世界史16 大英帝国という経験』講談社, 2007年.
- (6) Maya Jasanoff, *Liberty's Exiles*, Harper Press, London, 2011.
- (7) Christopher Leslie Brown, *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism*, University of North Carolina Press, Chapel Hill, 2006.
- (8) ジャック・P・グリーン, 大森雄太郎訳『幸福の追求 イギリス領植民地期アメリカの社会史』慶應義塾大学出版会, 2013年, 41-50頁.
- (9) 同上書, 13頁.
- (10) このチェサピーク社会で生じた傾向をより極端にした事例が、黒人奴隷制が早期に定着したバルバドスを始めとするカリブ海諸島の諸植民地だった。池本幸三『近代奴隷制社会の史的展開 チェサピーク湾ヴァージニア植民地を中核として』ミネルヴァ書房, 1999年, 164-184頁. グリーン, 前掲書, 13-25頁, 62-64頁.
- (11) 岩井淳『千年王国を夢見た革命 17世紀英米のピューリタン』講談社選書メチエ, 1995年, 52-85頁.
- (12) グリーン, 前掲書, 30頁.
- (13) 金井光太郎『アメリカにおける公共性・革命・国家 タウンミーティングと人民主権との間』木鐸社, 1995年, 24-61頁.
- (14) グリーン, 前掲書, 25-37頁.
- (15) 池本, 前掲書, 156-160頁, 212-302頁. グリーン, 同上書, 118-142頁.
- (16) 「半途契約」の詳細については、グリーン, 同上書, 84-85頁.
- (17) 金井, 前掲書, 69-112頁. グリーン, 同上書, 84-89頁.
- (18) しかし、大覚醒運動は「覚醒」した信徒と旧来の信仰を重んじる信徒の間に修復不能な亀裂を生じさせ、むしろ共同体の解体と社会の個人主義化を加速させた。金井, 同上書, 81-82頁, 113-115頁. グリーン, 同上書, 89-99頁, 109-112頁.
- (19) 後の初代シャフツベリー伯 (1st Earl of Shaftesbury)。
- (20) 準男爵 (Baronet)、庶民院議員 (1681、1689、1690-1694)。
- (21) ジョン・ロック, マーク・ゴルディ編, 山田園子・吉村伸夫訳『ロック政治論集』法政大学出版局, 2007年, 3-4頁.
- (22) 辺境防衛のためノルマン・コンクエスト後にダラム州 (County Durham) に設けられた領域。同地では、領主のダラム主教 (Bishop of Durham) が王の代理人として各種特権を認められた。1836年廃止。
- (23) Landgrave (「方伯」) は神聖ローマ帝国、cazique はスペイン帝国にそれぞれ由来する称号名である。
- (24) 第57、59、62、66、75、78、及び84条。ロック, 前掲書, 21-27頁.
- (25) 第32、46、及び65条。同上書, 3-14頁, 18頁, 23頁.

- (26) 第6～16条。同上書，6－9頁。
- (27) 第89～100条。同上書，27－31頁。
- (28) 第22～25、98、及び101条。同上書，11頁，30－31頁。
- (29) 1670年時点の同地の人口はおおよそ5万人（内3万人が黒人奴隷）で、当時イングランド領植民地中で最大の奴隷人口を抱えていた。グリーン，前掲書，63頁。
- (30) 1660年に王弟ヨーク公（後のジェームズ2世，1633～1701）を代表として創設。1672～1698年の26年間に渡って奴隷貿易独占権を付与され、延べ10万人の奴隷を輸出。
- (31) 西出敬一「南カロライナ黒人奴隷制の成立—カリブ型奴隷制社会としての諸特徴—」『西洋史学』第133号，1984年，21－23頁。三浦永光『ジョン・ロックとアメリカ先住民 自由主義と植民地支配』御茶の水書房，2009年，180頁。
- (32) 金井，前掲書，52頁，61－67頁。
- (33) 西出，前掲論文。池本，前掲書，212－234頁。
- (34) 当時の監獄の様子については、ジョン・ハワード、川北稔・森本真美訳『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』岩波書店，1994年，235－296頁。
- (35) カロライナ植民地は1720年に王領植民地となり、同時に南北に分割された。
- (36) James Edward Oglethorpe, *A new and accurate account of the provinces of South-Carolina and Georgia*, J. Worrall, London, 1733, pp.40-44
- (37) Ibid, pp.55-59
- (38) 三十年戦争以後のヨーロッパではカトリック領主によるプロテスタント領民の迫害・追放がしばしば発生し、その都度プロテスタント系諸国が協力して「同胞」の救済・移住受入れを行っていた。具体的な事例としては、西川杉子「プロテスタント・ネットワークの中のイギリス」近藤和彦編『長い十八世紀のイギリス その政治社会』山川出版社，2002年，115－149頁。
- (39) Benjamin Martyn, *Reasons for establishing the colony of Georgia*, W. Meadows, London, 1733, pp.31-34
- (40) 当時の「慈善」と「実益」の両義性に関しては、川北稔『民衆の大英帝国 近世イギリス社会とアメリカ移民』岩波現代文庫，2008年，195－215頁。
- (41) アングロ・サクソン時代に起源を持ち、全自由民を10人単位の組に編成して連帯責任を課し、同様に全自由民を100人単位で編成し組織した「百戸村」と共に統治の最小単位として機能させるという制度だったが、15世紀頃までには形骸化していた。松村赳・富田虎男編『英米史辞典』研究社，2000年，267頁。
- (42) 西出敬一「ジョージア植民地の成立と黒人奴隷制—「ジェームズ・オグルソープの実験」」『札幌学院大学人文学会紀要』第59号，1996年，12－13頁。
- (43) オグルソープら「受託人会」のメンバー数人が王立アフリカ会社に関与していたことも、彼らがこの時点では奴隷制そのものの廃止を企図していなかったことを裏付けている。デイヴィット・ダビディーン，松村高夫・市橋秀夫訳『大英帝国の階級・人種・性 W・ホガースに見る黒人の図像学』同文館出版，1992年，199頁。
- (44) 西出，「ジョージア植民地の成立と黒人奴隷制」，10頁。
- (45) 同上論文，6－7頁。
- (46) 西出敬一「ジョージア植民地における奴隷解禁論争」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第10巻84－91頁，2003年。
- (47) 同上論文，87頁。
- (48) トマス・ジェファソン，中屋健一訳『ヴァージニア覚え書』岩波文庫，1972年，249頁。
- (49) 元奴隷の女流詩人。1773年に詩集 *Various Subjects* を出版。
- (50) 元奴隷の商店主。死後の1782年に書簡集 *Letters of the Late Ignatius Sancho, an African* が出版。
- (51) ジェファソン，前掲書，249－260頁。

- (52) 明石紀雄『モンティチェロのジェファソン アメリカ建国の父祖の内面史』ミネルヴァ書房、2003年、136頁。
- (53) リベリア植民の詳細については、P. J. Staudenraus, *The American Colonization Movement 1816-1865*, Columbia University Press, New York, 1961.
- (54) Granville Sharp, *A short sketch of temporary regulations (until better shall be proposed) for the intended settlement on the grain coast of Africa, near Sierra Leona*, The Third Edition, H. Baldwin, London, 1788, pp. 22-31, pp. 121-123
- (55) 両者の交友関係については、Prince Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe, Esq*, Henry Colburn, London, 1820, pp. 155-171, pp. 384-385.
- (56) シャープの執筆した著作は全61作だが、その内聖書・神学関連の物は26作に及ぶ。Ibid, pp. 487-496.
- (57) Sharp, op. cit., pp. 1-4
- (58) 但し彼の友人オグルソープについては、ジョージア植民地建設を推進する上でサウス・カロライナ植民地の事情を調査し、自著のパンフレット中で『憲法草案』の存在に言及していることから、「間接的」な影響に関してまでは否定出来ない。Oglethorpe, op. cit., p. 14
- (59) Sharp, op. cit., pp. vii-xii
- (60) 平田、前掲書、170-171頁。
- (61) 同上書、152頁。
- (62) レオン・ボリアコフ、アーリア主義研究会訳『アーリア神話 ヨーロッパにおける人種主義と民族主義の源泉』法政大学出版局、1985年、214頁。
- (63) 同上書、235頁。
- (64) オグルソープとの往復書簡中の一節から、シャープが少なくとも『素案』執筆の10年以上前からヒュームらの言説を周知していたことが窺える。以下、1776年10月13日付のオグルソープからの書簡より抜粋。「(前略) あなたは、“アフリカ人は自由に不適合 (*incapable of liberty*)”であり、それゆえにこれまで統治能力を持った人間はアフリカから生まれることはなかった (*no man capable of government was ever produced by Africa*)”というヒューム氏の主張について言及しました。いやはや、なんという“歴史家”でしょう (*What a Historian*) !」。Hoare, op. cit., pp. 157-159
- (65) 1787年5月22日創設の「奴隷貿易廃止運動協会 (Society for Effecting the Abolition of the Slave Trade)」は奴隷貿易廃止を求める全国的な請願運動を展開し、翌年2月11日には庶民院に奴隷貿易の実態調査のための委員会が設けられた。布留川正博「イギリスにおける奴隷貿易廃止運動—London Abolition Committeeの活動を中心に」『竜谷大学経済学論集』第37巻4号、1998年、24頁、31-35頁。
- (66) 例えば、「黒人貧民救済委員会」の記録には彼らの「リーダー格」8人に関する記載が残っているが、その出生地はアメリカ・カリブ海・アフリカ・インドと多岐に渡り、元々の職業も農民・水兵・職人・従僕とバラバラだった。平田、前掲書、57頁。
- (67) 入植同意書に署名しながら、入植実行までの間の生活費を受け取った後行方不明となった黒人貧民が全体の半数近くに上ったという事実も、これを裏付けている。同上書、69-70頁。
- (68) 入植者による自治は早々に断念され、1791年からは特許状により統治権を認可された「シエラレオネ会社 (Sierra Leone Company)」の管理に委ねられた。布留川、「イギリスのアボリションイズム」、85-86頁。